

平成 31 年 1 月 15 日

名古屋教育医療記者会 各位

名古屋市立大学大学院経済学研究科

准教授 濱口 泰代

TEL:052(872)5757

(名古屋市政記者クラブ・中部経済産業記者会と同時発表)

名古屋市立大学における「独占禁止法教室」の開催について

名古屋市立大学において、経済学部の学生を対象として、公正取引委員会の職員による「独占禁止法教室」を、以下のとおり開催することとなりました。

つきましては、当日に、是非ともご取材くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成 31 年 1 月 21 日 (月) 10 : 40 ~ 12 : 10
- 2 場 所 名古屋市立大学滝子 (山の畑) キャンパス 3 号館 101 教室
(名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1 番地)
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局中部事務所長 田邊 靖夫氏
- 4 対象者 名古屋市立大学 「実験経済学 I」(3、4 年生対象) 受講者
- 5 内 容 市場経済における競争政策の役割について

※今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。ご希望の場合には、平成 31 年 1 月 18 日(金)15 時までに、次の問い合わせ先にご連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所 総務課 電話 052-961-9421 (直通)
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などに対して、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義し、学生からの質問にお答えしています。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 公正取引委員会の活動、競争法について、具体的なイメージをもつことができました。（学生）
- 履修した独占禁止法をより深く理解することができました。（学生）
- 違反事例を交えながら、独占禁止法・下請法等について説明をいただいたことで、概要が分かり易かった。（教授）
- 独占禁止法が世の中の様々な経済活動にかかわっていることを知ることができ、社会人になる上での参考となりました。（学生）

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学校	高校	大学
H27年度	61校	27校	76校
H28年度	54校	33校	109校
H29年度	45校	59校	110校

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局中部事務所

総務課 担当：勝上^{かつうえ}、櫻井

TEL 052-961-9421（直通）